

# 対策！ 反対尋問 第七の巻

## 1. 本人尋問の流れ



第7回目の本人尋問は、一般原告9世帯9人の尋問が行われました。(上図) (法廷に立った原告：Mさん、Yさん、Aさん、Aさん、Oさん、Tさん、Hさん、Iさん、Kさん)

## 2. 9原告の本人尋問を振り返って

いつもながら陳述書の範囲で、決まった形の反対尋問が行われています。法廷に立つまでに、弁護団の先生方との打ち合わせを重ね本人尋問を迎えます。また、損害額の一覧表の請求内容については一通り目を通しておくことが大切です。今回は、公開最終の本人尋問でした。

法廷に立った9原告さんはみな、「言いたいことはありますか」という主尋問の時間に思いをはっきりと伝え、反対尋問においては発言を遮られても、最後までご自身の主張を通すことができました！あっぱれ！

## 3. 弁護団 高木先生よりコメントをいただきました！

高木先生は、DVDでも反対尋問へのアドバイスをしています。DVDは必見なので、本人尋問の日までの確認してみてください！

Q 鼻血は放射能が原因ではないとする国・自治体のホームページや、胎児に影響はないとする国・自治体のホームページがあるのですが、調べたりはしませんでしたか？

＝放射線による健康影響ではないし、調べもしないで漠然とした不安感で避難しているにすぎず、避難に相当性がないということ在意図する質問。

A 放射線の危険性に対しあまりに無頓着な回答は避けましょう。

「自分なりに色々調べたが、ネットやメディアでは両論ありました」

「様々な情報が飛び交い、調べることに疲れ果てました」等。

Q 元通りになればというけれど、事故前の線量をご存じなのですか

＝事故前の線量も知らずに、根拠なく避難を継続しているという結論を導こうとする質問。

A 空間線量だけの問題ではありませんよね。

「土壌汚染、廃炉作業、汚染水。そういった問題が片付くまでは、元通りとは言えません。」等。

Q 避難当時の空間線量（あるいは土壌汚染の程度）を調べましたか。

あなたの居住地は自主的避難区域にすらなっていないですね。

＝国の基準値を満たしている、あるいは空間線量等に無頓着だという事実を聞きだし、漠然とした不安感から避難しただけであって、避難の必要性や相当性がないという結論を導く

うとする質問。

A 調べて得られた数値があればその数値を。

全く気にしていなかったととられる回答は避けましょう。

「当初は調べていたけれども、疲れてしまいました。」

「問題なのは空間線量だけではありません。」等。

Q 放射線量は誰がどうやって、どこで測定したのですか

＝ご自身で測定した数値の信用性を否定することを意図。

A ご自身の記憶に基づいて答えてください。

「説明書通りに測定しました」

「自分の腰のあたりです」等。

Q 避難にかかる費用を支出した人

＝実際に避難にかかる費用を支出している人は原告になっていない家族の構成員であることを聞きだし、避難増加分や避難費用として請求されているものには理由がないという結論を導く質問。

A 「家計は一緒です」等

Q 避難前の部屋の間取りと、避難後の間取りを教えてください

＝家賃差額を請求している方について、間取りが大きくなったから差額が生じているということを明らかにしようとする質問。

A 「安価な場所を探したものの、ここしかなかった。」等。

Q 避難先での仕事を辞めた理由は

＝個人的な事情に原因があるということを知り出すことにより、就労不能損害と原発事故との因果関係を否定する意図。

A 原発事故による避難に直接的または根本的な原因があるということをお答え頂ければ。

Q 避難前後で、基本給は増加していますよね

＝避難後の減収について、残業等の有無が変化しただけだということを意図している

A 「手取りで生活していますので、減収には違いありません。」

Q 余震なども続いていたので、それが怖くて避難されたのではないですか

＝避難と原発事故との因果関係を否定する趣旨。

A 余震等も1つの要素かもしれませんが、あくまでも原発事故による放射線の恐怖等で避難したことを訴えてください。

Q 避難元の不動産は売却して、戻る場所はありませんね

＝帰還するつもりがないということを聞き出して、もはや移住であって避難ではないということを用意する質問。

A 「子育てするには素晴らしい環境だと思っているので、戻りたい」等。

#### 4. 第7回目（本人尋問）を終えて…

公開される最後の本人尋問が終了しました。

弁護団の高木先生にはご多忙な中、今回までのQ&Aを肅々と作成してくださいました。

○高木先生からみなさまへ、エールを頂戴しています！

＊＊

原告の皆さん、尋問お疲れ様でした。

公害訴訟に、「被害に始まり被害に終わる」という言葉があります。裁判官が国や大企業を負かす判決を書くには勇気がいる。被害者勝訴の判決を書かせるためには、被害の全貌を明らかにし、「こんなのおかしい。どうかしない」と思わせる必要があります。

だから皆さんの尋問は不可欠でした。その「声」は、裁判官の背中を押したと思います。弁護団も皆さんの被害を前に改めて確信しました。損害額も含め、我々の主張が通らなければおかしい。前橋判決を前に進める判決を取りに行きましょう。

＊＊

○命を考える究極の裁判である！

最後の本人尋問になりました。Oさん、Hさん、Sさん。どうかQ&Aが役立ちますように祈念しております。

私たちの決断は、子どもたちや家族の健康を思い、被ばくを避けるために避難した。というものです。これは、原告みなさんの本人尋問を通して明らかになった『一文』であります。

福井地裁の大飯原発差止請求事件にて、樋口英明裁判官は、「原発から半径250km圏内の居住原告の権利を認め、原子炉を運転してはならない」とし（主文）、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことである」「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と経済の上に命があると切り切りました。

また、『科学3月号』巻頭エッセイにおいて、志賀原発の差止判決を下した元裁判官の井戸謙一弁護士が、「裁判所が判断すべきことは、「長期低線量被ばくによる健康リスクの有無」ではなく「長期低線量被ばくによる健康被害の有無や程度について確定的な見解が存在しない状況下において、子どもの健康への悪影響を恐れて区域外避難を選択したことの合理性」であるはずである。」と科学論争ではない、経済的困窮、社会的な孤立、見通しの立たない生活の中での私たち区域外避難者の『避難行動』と原発事故との相当因果関係はあると論じてくださっています。

事故のたび、「ただちに健康に影響はありません」という言葉。命を削る『刃<sup>やいば</sup>』なのです。